

もう一人の婦人運動家

—ガントレット恒子（一九二〇年代における）—

松 倉 真 理 子

はじめに

二〇世紀初期の日本で女性たちが起こした婦人運動を語る際、ガントレット恒子のことを一番に思い出す人がどれほどいるだろうか。久布白落実や市川房枝と協働者であり、「婦選獲得同盟」発足においてはその産みの親といつていいほどの貢献があったにもかかわらず、これまで彼女の活躍は、限られた人たちの間の記憶に留まってきた。^①本稿の課題は、もう一人の婦人運動家として、ガントレット恒子が果たした役割を再評価することである。

一九二〇年は、後に「日本基督教婦人矯風会」における「中興の第一人者」として、ついには第六代会頭にまで登りつめ、久布白落実、守屋東とともに「三羽ガラス」と呼ばれたガントレットにとつて、その輝かしい活躍を始動させた年であった。以降、彼女は、日本婦人平和協合理事、汎太平洋婦人会議では議長を務め、ロンドン海軍軍縮会議の際には全権らに軍縮請願書を手交、戦後は婦人福祉や教育の建て直しに尽力するなど、その活躍は多方面に及んでいる。その中でも、女性の「公領域」における政治的権利を要求した婦人参政権運動への取り組みは、彼女の矯風会

における本格的な「初仕事」であった。また、あまり紹介されてこなかったが、この時期、国民生活の近代化という国家的課題において、いわば「私領域」であった「家庭」における、新しい時代に相応しい新しい生活の仕方を女性の立場から提案することにも力を注ぎ政府に協力した。このように多くの貢献があるにもかかわらず、なぜ、ガントレット恒子は女性史研究のなかでこれまであまり取り上げられてこなかったのだろうか。

ところで、戦前の婦人運動の類型をごく単純化して言えば、婦人参政権獲得を最重要課題とし、男性と同じように公領域である市民社会に「参加」することを期して女権拡張を目指す権利「要求型」と、たとえば母性保護論のように家庭生活における女性の役割の重要性を強調し男性とは「分業」して私領域において国家や社会に貢献することをおして女性の地位向上を企図する「協力型」とに二分されてきた。これは、そのまま現代のフェミニズムにおける「平等か差異か」のジレンマにも連なるものとしてイメージすることができる。さらに、時代が戦争へと突き進む中、婦人参政権運動は満州事変（一九三一年）を契機に婦選の実現を閉ざされ、一九四〇年には完全に瓦解することになるが、その間の婦選運動に関しては、「一步後退したかたちで、ただちに婦選をめざさず、日常生活により密着したかたちでの自治体の問題に集中ないし転化」「鹿野一九七九：三二二―三二五」であったとする見方が主流であった。すなわち、一九三一年を節目として、婦人参政権「獲得」といった「要求」が影をひそめ、女性の日常生活をとおした「参加」というかたちでの市政への「協力」が中心となったことは、運動の「後退」「戦術転換」として捉えられてきたのである〔吉見一九七一：一六三―一六五、今中一九七七：五四―五五、鈴木一九九六：二九など〕。

しかし、婦人運動家としてのガントレットはこうした枠組みにも時代区分にもあてはめにくい。なぜなら、彼女の多岐にわたる活動は常に、要求のための協力、協力のための要求という両義性をもち、どちらも女性の地位向上ということでは地続きなのであり、要求か協力がという文脈で彼女の婦人運動を語るのには難しいからである。

したがってここでは、一九二〇年から三〇年にかけての婦人参政権運動にガントレット恒子というもう一人の婦人運動家が果たした役割と同時期に見られる国民生活の近代化問題への取り組みを抽出し、「社会の公民」を鍵概念とした彼女の二つの活動の意味を例証することから、なぜガントレットが女性史研究のなかで取り上げられずにきたのかについて論究する。

一 ガントレット恒子と日本キリスト教婦人矯風会

ガントレット恒子(恒)(Gantlett、一八七三〜一九五三)は、維新後間もない一八七三年一月二六日愛知県三河国碧海郡箕輪村(現安城市箕輪)に土族の娘として山田謙三(謙造)、久(きさ)の長女に生れた。幼名猪九子。謙三は会津板倉藩御典医山田精一、久は同藩馬術指南役高橋清吾をそれぞれ父に持つ。山田家も高橋家も会津から三河への国替えに際し家臣としてそれぞれ同行したとされる。愛知で結婚したものの、謙三は家業を嫌い一家で上京する。ここで鳴海絞りの商売をし一財産築いたという。俄か分限者になった父は、放蕩生活を始め、次第に一家は没落する。述懐によると、自宅に二人もの愛人を居付かせたり、母に対する乱暴を目の当たりにすることもしばしばであったという。幼年期のこうした経験が「婦人の開放」について関心を持たせる一つの原動力になったというのは、確かに実感がこもっている。二歳違いの弟鐵男が誕生した折に、恒子は母方の妹夫婦である大塚正心、かねの養女となる(のちに復籍)。ガントレットは幼年期にこの大塚夫妻から受けたキリスト教的感化の影響が大きかったと述べている。後に、女子学院と合併し、矢島楫子との出会いをもたらした桜井女学校への入学もこの叔父に勧められてのことだった。「ガントレット一九四九:三一―二一」。

彼女の信仰生活への契機としては、夫の乱行に絶えかねた母親が救いを求めて受礼したこと、母子にとって物質的心理的に支えとなっていた大塚夫婦からの感化、大塚夫婦からの勧めで入学したクリスチャン系女学校での教育環境や寄宿舎生活が挙げられよう。但し、彼女自身の受礼の記録は定かでない。

「日本キリスト教婦人矯風会」（以下、矯風会）は、よく知られているように禁酒、純潔、平和を三大目標として一八八五年にウィラードによって設立された「万国キリスト教婦人矯風会」に倣うもので、翌年来日したレピットの遊説から感銘を受けた矢島楫子によって設立された東京キリスト教婦人矯風会を前身に、一八九三年に正式に発足した女性キリスト者による団体である。ガントレットと矯風会との出会いは前橋共愛女学校勤務時代、宣教師パミリーの通訳を務めたことに始まる。この縁が、当時カナダ・メソジスト教会日本派遣宣教師イビーのもとで自給伝道隊として宣教活動をするかたわら、専門家として次々と教会にオルガンを設置し普及に努めていた英国人エドワード・ガントレットとの出会いをもたらし、一八九八年には、周囲の反対や当時先例のなかった国際結婚という困難を乗り越え結婚している。矯風会の機関誌『婦人新報』の広告欄に「入会者 前橋共愛女学校 山田恒子」との記載があることから、矯風会に正式に入会したのは一八九五年のことと思われる。「婦人新報社一八九五、九」^③。以後、外国人宣教師の通訳や、花の課、軍人課、青年課の委員など次々に担当「ガントレット一九〇三、一一、同一九〇四、四、同一九〇五、一〇など」、以後、矯風会活動に深い関わりを持つようになる。

ただし、一九〇〇～一九一六年までの間は、夫に伴い各地方（岡山、金沢、山口）で伝道活動、各地女学校での教育活動に従事していた。夫が東京商科大学講師としての招聘を受け、帰京したのは四三歳の春であった。彼女自身も桜井英語専門学校、東京女子大学、自由学園にて教鞭をとっている。そして矯風会本部では早速、青年部長を務めるなど、本格的に会の活動に参加し、機関誌『婦人新報』にも積極的に寄稿するようになる。掲載は長期に渡り継続し、

その頻度は他の主要メンバーと比してもかなり大きい。記事のジャンルとしては、全体をとおし実用記事、解説、エッセイ、文芸、聖句の引用などが目立つが、幹部就任以降、海外出張の機会が増えるのに並行し、国際関係をも視野に入れた時事問題や会として取り組むべき課題についての論考、批評、解説が多くなり、また社説、巻頭言を担当している。

ガントレットがその名を知らしめ、矯風会の主要メンバーの一員に躍り出たのは、なんといつても第一〇回万国キリスト教婦人矯風会ロンドン大会に出席する矢嶋楯子の付き添い兼通訳に抜擢されたことに始まる。彼女にとつて初めての海外渡航であった。出発は一九二〇年三月三十一日。これを皮切りに、矯風会の指導者としてガントレットは様々な献身的な活躍をすることになるのだが、一九二〇年代にもいくつかの大きな仕事に携っている。

以下では、その中でも婦人参政権運動での貢献とともに、同時期にみられる「国民生活の近代化」への取り組みを抽出してみたい。

二 ガントレット恒子における二つの活動

(一) 婦人参政権運動

先述したように、矯風会で奉仕をしていたガントレットに転機が訪れたのは、一九二〇年、第一〇回万国キリスト教婦人矯風会ロンドン大会に出席する矢嶋楯子の供として「世界」へ渡航したときである。ニューヨーク経由で四月一七日ロンドン到着。一七日〜二五日にかけて開催された矯風会の万国大会では、高齢の矢島の講演に拍手喝采、また、自ら日の丸を掲げた壇上に立ったときには、「海外に出た者の一様に感ずる祖国愛をどうすることもできなくて、

涙を抑えることができなかつた」と述べている。

しかし、帰国後の彼女の行動を決定づけたのは、大会中に誘いを受けてその後、六月六日に始まつた万国婦人参政権協会ジュネーブ大会に東洋人として初めて出席した経験であつた。「戦後第一の大会の事として、東西大小に係らず、各国の婦人が更に新しい自覚を以て集つた未曾有の大会」「ガントレット一九二一、一」では、「極東の日本からの唯一の代表者として、意外な歓迎と身にあまる光榮を受け」「ガントレット一九二〇、二」た。夫エドワードの実家に滞在中、義母の反対もあり「過激な英国の参政権論者の一部の事を耳にして、さぞ石のような中性的婦人が集つてゐるのだらうと思つて出席した」彼女は、「入場第一に集合した婦人等がみんな美しい眞実の女性であるのを見て、意外にも思ひ嬉しくも覚え、「そして参政権といふものは特殊の婦人のみに熱求するものではなく、凡ての女性に当然与えらるべきものであるといふ事を深く感じた」「ガントレット一九二一、一」という。こうして彼女は婦人参政権と出会つた。

この大会への出席をとおして、彼女は「参政権協会の精神は、世界の平和の為に参政権を獲得し、善用せねばならないといふ事」「ガントレット一九二一、一」であると認識し、そこに参政権の意味を見出す。また、ドイツ代表の「私共が四年前に参政権を持つてゐたらこの戦争は防ぎ得られたのではないだらうか、戦争こそは家庭の破壊である。婦人達は絶対に戦争を排撃する。世界各国の婦人が参政権を得て世界平和確立のために尽力することを望む」との主張は、「今までの漠然とした婦人参政権に対する自分の考へ方を恥ぢる気持ちになつた」「ガントレット一九四九・一一七」程の衝撃だつたという。国内では、第一次大戦後は「社会改造」が唱えられ、労働運動や普通参政権運動、反戦運動といった「デモクラシー」の氣運が高揚した時期であつた。しかし、彼女の場合はこうした経験をとおして「世界」から直接、洗礼をうけたことになる。

「元来私は婦人参政権が必然の勢ひであるといふ事は是認して居りましたが、母としての立場から、子供を育て、子供を社会に送り出す為に政治に対しても相当の理解を持たなければならぬと思つていただけで、参政権問題の聲をちよい、耳にするやうになつてからも、婦人参政権論者として直接その運動に携つてみるほどの熱も勇気もありませんでした。「ガントレット一九二一、一〇」というガントレットにとっては重大な転機であり変化であつたと言わなければならぬ。

ここで、参政権運動に取り組まなければならない理由を、彼女が「平和問題や政治問題に女性が直接市民として参加すること」に求めていることは注目に値する。「市民的参政権思想の主流」をなしたものは、新婦人協会における「平塚らいてうの思想を継承する母性主義の確立」〔今中一九七三・五四〕であつたとする説を採用するなら、「新婦人協会」やそれを「継承する」婦選獲得同盟の女性たちにとって婦人参政権が必要であつたのは、人としての権利の要求というよりは、「母性保護法」を実現させるための「手段」と位置付けられる。しかし、「英国に於ける参政権獲得後の社会状態は、反対論者の疑を裏切つたばかりでなく、今まで等閑に付されてゐた幾多の重要な社会改良事業を速決せしめる事にもなりました。(略)参政権が婦人に当然与えられてゐるべき性質のものであるだけ、我が国に今更らしく参政権問題の聲を高める事は、決して誇るに足る大事ではないと同時に、これを得ることのぞみの遠い日本の現状を嘆かずには居られません。」「我が矯風会こそ、我が日本婦人の悲しむべくまた恥づべき現状を改造し、道徳的にも政治的にも婦人を男子と同等の水準にまで引き上げる責任を持つてゐるのではないかと思ひます。」「ガントレット一九二二、六」とあるように、ガントレットにとっては、「参政権が女性に与えられていないこと自体」が問題として認識されている。これは彼女と参政権運動との出会い方にも関係するのもかも知れない。

その年の秋に帰国してからのガントレットの手回しは早く、年末には久布白落実を代表に仕立てあげ、翌一九二一

年四月に行われた全国大会で、「わが矯風会はいかにして世界婦人参政権協会と連絡すべきか」を議題に出したものの意義不明の声が出、論議が紛糾した。そこで、七月二十一、二十二日には急遽、全国常置委員会を開き、出席者三十五人全員を会員として日本キリスト教婦人矯風会の内部に「日本婦人参政権協会」（以下、ときに協会）を創立したのである。しかし、海老名みや子、久布白落実ともに会則起草者に就任し、全国の常置委員、支部長を始めとして起草案を百数十通送付したところ、返信があったのは五十通のみであった。「婦人新報一九二二年一月号」。そこで、よりの会員の啓蒙に努めるため、協会発足と同時に『婦人新報』に「英国婦人は如何にして参政権を得たるか」を連載（全七回）し、英国における「男女不公平」の問題がどのように認識され、婦人参政権運動が起こるに至ったのか、そして日本における問題といかに共通点があるか、また超党派による議会運動といった婦選運動の方法などイギリスやアメリカにおける婦人参政権運動史をかなり詳細に紹介している。もちろん、これはこれからとりくむ運動の先行研究でもあった。

当時、こうした矯風会の動向は、「万国婦人参政権同盟の日本側代表者」として久布白が決定した「東京朝日新聞一九二〇年二月四日」とか、「今後は矯風会が日本婦人参政権運動の中心となって活動する」「読売新聞一九二一年七月二三日」などの見出しでセンセーションをもって各紙が報じた。しかし、同協会は国際組織に連なるため急遽つくったものであり、実質的な活動には至らなかった。二二年の大会では、ガントレットを中心に矯風会内に婦人参政権協議委員会を作り、懸案となっていた協会の組織を団体本位ではなく個人本位とすることを決めたり、「日本婦人参政権協会」を「婦人参政権協会」と改称するなど、同協会の矯風会における位置や取扱いに関する議論に、労力を割いたようである。それは、ガントレットがジュネーブで万国婦人参政権協会に出席した折、日本の加盟を求められはしたが、登録は一国一団体が原則であったため、帰国後、久布白、守屋東とともに熟議した結果、一日も早く申し

込んで優先権を得なければ、「当時我国唯一の婦人政治団体で治警法改正に狂奔していた新婦人協会にしてやられる」〔読売新聞一九二三年四月一六日〕との懸念が働き、大会の決議も経ずに独断の挙に出たという事情による。

このように少々の無理があつたとは言え、矯風会を参政権問題に取り組ませ、また世界の参政権運動に取り組む女性たちに名を連ねる直接のきっかけを作つたのは、ガントレットによる貢献の一つであるといえる。

こうしたなか、久布白とガントレットで都下の「有力婦人」に呼びかけ、一九二四年一月一三日、大隈会館にて婦人参政権対議会運動懇談会を開き、「婦人参政権というただ一つの共通目的の貫徹のために連合委員会をつくること」の動議を満場一致で可決した。一月一三日には「婦人参政権獲得期成同盟会」の結成に各団体の同意を取り付けることに成功し、創立総会が開かれた。市川ら元「新婦人協会」のメンバーを中心に、「婦選獲得同盟」（二十五年四月に改称）（以下、同盟）が誕生することとなった。矯風会が参政権運動に本格的に乗り出すのはこの後である。久布白を総務理事として送り出し、市川が会務理事、ガントレットは財務部中央委員となった。規約文には、目的を婦選獲得に絞り、政党政派には絶対中立を保持（第三条）、会の目的に賛同するすべての女性に門戸を開放すること（第四条）が唱われている。「婦人参政権獲得期成同盟会一九二四」。こうして目下「三つの渦巻き」と評され反目、分裂していた婦人団体の、有産・無産を問わない市民的婦人運動としての合流が実現した。

ガントレットにとってなぜこうした合流が必要であつたのか。一九二四年四月三日に岡山山陽女学校で開かれた矯風会第三十三回大会では、六番目の議題として「婦人参政権と対議会運動」が提出されており、ガントレットはこれに先だつて『婦人新報』二月号で、関東大震災を機として婦人団体の連合が実現したが、「これからの凡の婦人運動も同じ道を通らねばなりません」と述べている。こうしたことから勸を働かせると、彼女は、各国の先行経験の研究から参政権運動には周到な議会運動を練り広げる必要があり、これは女性たちがある程度「量」をとまって団結し

なければ達成しえないことを認識させたが、「六番目」の議題が象徴するように、矯風会内の婦人参政権協会では依然活動が低調であることは否めず、矯風会単独の活動に限界を感じたためではないだろうか。もう一つの要因として、後述するような関東大震災後の救援活動の折の東京連合婦人会で、党派をこえた婦人たちの合流によって他のグループとの親近感を深め成功を収めた経験にその素地をみることもできる。また、一部から「宗教伝播の為や、団体継続の為に婦人運動が道具に使はれたり利用されたりして居る」「読売新聞一九三三年四月一六日」うちは目覚ましい活動は望めない、などのように矯風会が万国婦人参政権協会と連絡する占有権を持ちながら直接の運動をしないことへの批判を受けていたことも考えられる。

いずれにしても、普通選挙法の実現も間近といわれた第五十議會を前に、議會運動をにらんですべての女性に門戸を開く婦選獲得同盟を発足させることにより、より現実性を伴った一大団体の束ね役となったことは、ガントレットの大きな功績だったと言わなければならない。以降は、ピラ配りに講演に代議士との面会にと文字通り参政権運動に奔走し、久布白を同盟に出したため、矯風会の協会に就任し、二つの団体にかかわり指導的立場を務めた。一九二七年には、同盟の機関誌「婦選」にも「英国婦人と参政権」を六回にわたり連載し、後、ブックレットを出している。こうして一九二八年、初めて「普選」が実現するときが来る。第五四議會にむけて議會運動もますます活発となり、同盟の久布白、市川、金子しげり、吉岡弥生とともに、協会の代表として田島大吉郎、星島二郎、山杵儀重、加藤綱一、原夫次郎、福井甚吉ら代議士と打ち合わせする。『婦人新報』「一九二八年二月」では、普選特別号を組み、普選といつても女子を除く国民半数の選挙であることに変わりないことに念を押した上で、「禁酒廃娼に賛成の代議士を応援せよ」とした「総選挙に対する基督教婦人矯風会の態度」表明をガントレットと久布白と連名で特別掲載している。また、同盟内で発足した普選達成婦人委員会では副委員長として、吉岡弥生、塚本ハマらと東京連合婦人会も合

流させ、選挙の革正及び婦人の政治教育運動に取り掛かっている「婦選一九二八年二月」。一九二九年からは婦人公民法の議論が盛んに行われている。ガントレットは『婦人新報』に「婦人と政治知識シリーズ」と題して、「公民講座」を連載し、会員の啓発と教育に力を入れている。この後、婦人参政権運動の盛り上がりは一九三〇年の浜口内閣での「制限婦人公民法」⁹⁾が衆議院を通過し、貴族院で不成立を見た時期に、最高潮に達した。

ただ、矯風会が積極的に参加し同盟が勢いを強めるのとは反対に、協会は形骸化しつつあったと思われる。四月二日から同志社女学校で開かれた大会では、協会の存続の可否をめぐる議論に及び、採決の結果、「基督教の旗色明らかなる婦人参政権協会をこのまま存続」することが決定し、会名も「日本基督教婦人参政権協会」へ改めることになった。これに伴い、ガントレットは久布白とともに同盟の一線を退いているが、協会の会計理事として、同盟と共闘することになる。ガントレットのこうした婦人参政権獲得に向けた運動は、一九四〇年の解散まで主流的位置にあつて市民的な女性運動をリードした。

以上、一九二〇年代の婦人参政権運動におけるガントレットの貢献をまとめると、矯風会内に婦人参政権運動を起したことで、日本の婦人参政権運動を世界の婦人参政権獲得運動に連ねたこと、国内の分裂していた婦人団体を共通目的を設定することで合流させ、参政権運動の進展に寄与したこと、さらに、指導者の一人として内外の会員の収集、啓蒙、教育や、事務処理、議会活動といった実務をリードしたことなどを挙げることができる。

(二) 国民生活の近代化と女性の位置

婦人参政権運動が開始し、定着する一九二〇年代の華々しい活躍と全く同時期、ガントレット恒子はこれ以外の問題にも忙しく対処していた。彼女の婦人参政権運動が開始したのと同年代(一九二〇年)に発足した文部省の諮問機関

惨禍を免れ金銭的利益も収めたが、国民の緊張発奮は見られないどころか奢侈遊惰の弊風が生じたことの損害は、「真に黙視するに堪へざる現象」である。そこでこうした弊風を一掃するために最も急を要するのは、生活の改善である。もとより国民生活の改善は容易ではなく、国民一般の覚醒発奮が必要である。そして、それは男子より寧ろ「家政を料理すべき婦人の貢献に倭つべきものが多大」である——といったものであった。

ここでは、生活改善の実践の役割は女性が負うべきものであることが明確に示されている。大正末期の生活難、思想的混乱、道徳の退廃、軍事の必要など現状対策に頭を痛めていた政府当局は、「弊風」を一掃し、また、戦時下の経済的窮乏のなかで国民一人一人が合理化に務める西洋諸国に倣った近代的な生活様式への覚醒を促すのは、家政を担当すべき女性の役割であるとした。女性たちを動員した「科学的勤儉」の普及を通じて、生活全般にわたる近代化を目指したのである。

これを反映して、生活改善政策を實行する生活改善同盟会の調査委員には、多くの女性が登用されている。小山「一九九九・一八八」はこれを、たとえ半官半民の団体であるにしろ、女性の意見を聞くというシステムが出来上がったのは初めてのことだったと指摘する。同盟会の役員は、会長の伊藤博邦を代表として幹事一九人、会計監査二人、評議員七四人から成り立つが、うち、女性は幹事に六人、評議員に六人が登用されていた。また生活改善の具体的な実行方法を調査し、提言していくために設けられた調査委員には、のべ四一人の女性が任命されていた。その中にはガントレットのほかにも、井上秀子、吉岡弥生、塚本はま、本野久子、木内キヤウ、中澤美代子といった婦選運動の指導者も含まれている。⁽¹⁴⁾

同盟会において改善が必要とされたのは、「社交儀礼（結婚、葬儀、宴会、贈答、訪問接客送迎、年賀廻礼時候見舞、公衆作法、外国人に対する作法）」、「服装（男子服、婦人服、子供服）」、「食事」、「旅館」、「暦及び年中行事の統

一、「雑祭」、「一般生活」といったもので、国民の生活一々のほぼ全てを射程に入れたものであった。全てに共通するのは、とにかく無駄を無くして生活を簡素にすることである。もう少し具体的に言えば、「通夜は親近者に限ること」「披露の催しの席上新婦の色直しを廃すること」「結婚費用は負担者の年収の三割内の程度に止むること」「贈答の場合を少なくすること」「形式的な手土産、饂飩を廃すること」「年賀状は親近者に限り差し出す様にしたい」「パン食の併用を奨励すること」といった節約儉約、「材料の取扱と調理上の注意」「食品の成分を知り其の配合を合理的にすること」といった生活の科学化、「公衆出入の場所でありに不要物を捨てたり、痰唾を吐いたり口鼻を覆はずして咳くしゃみ等をし、或は禁止の場所で喫煙したりせぬ様にする」と、「外国人に多人数附纏うて軽侮の語を発したり批評したりせぬこと」といった文明作法の習得、「住宅は漸時椅子式に改めたい」といった西洋化が「新しい生活」として纏縷、要請されている〔生活改善同盟会一九二八〕。

このなかでガントレットに依頼されたのは、「服装改善」であつた。彼女は一九〇一年から一九〇六年まで岡山で教師生活を送っている間に、まずは子どもたちに洋服を着せ、自身もアメリカの通信講座を利用し新聞紙を拡げてその上に寝て型紙を取り縫製するという苦心を重ねて早々と洋服に着替えていた〔ガントレット一九四九・六八―一九〕ので、これは適任であつたはずである。(もちろん夫も洋服を着ていたと思われる。)また、彼女は家事に都合のよい割烹着や信玄袋を考案したことも知られる。

「服装改善調査委員会」では、男子服、婦人服、児童服、労働服、礼装についての改善、一言でいえば、和装から洋装への衣替えを推奨、普及させることを任としていた。ここでは、和装に固執する向きを「皮相の国粹保存主義」「一時脱れの虚栄心」「仕来りへの執着心」として批判した上で、活動性に乏しく不経済な着物を廃止し、活動性、合理性、経済性、衛生に優れた洋服を着ることを国民に要求する。これは外見上の問題はもとより「現代のような激

しい生存競争の行はれる世界」において、機敏な動作を可能にし、手入への無駄な労力を排するといった国民「身体」面、衣装代節約による貯蓄増といった国家「経済」面、下着の着用といった国家「文明」面において「五大国」に伍すためである。この中で特に急がれたのは、子ども服である。着物を着ては自由に活動できず成長が阻害されると考えられたからであり、ここでは唯一の挿絵入りといった念の入れようである。

この取り組みとしてガントレットは、早速、一九二二年一月から二月にかけて文部省によって開催された「消費経済展覧会」に、子ども服（洋服）の下着から通学服までの着用の仕方の順序を実物を持ちいて展示したり、実用型紙を出品したりしている。彼女の生活改善同盟の服装改善調査委員としての責務は「婦人世界」においてもその一部が果たされている。「手早く綺麗にできる洗濯法」「一九二二、八」、「実験上一番経済の子供服地」「一九二三、一」、「手軽に出来る女学生服と下着」「一九二四、四」、「哺乳に便利な三徳前掛の仕立方」「ワイシャツとソフトカラの縫ひ方」「一九二四、五」、「いつまでも若やいである生活法」「一九二四、六」などがそれである。その他、一九二五年七月の文部省「母の講座」において「子どもの着物について」講座の講師を務めている。一九二七年には、婦人参政権獲得同盟のなかに、服装研究会を創立している。一九二九年には婦人新報社より『型紙付婦人子ども服の作り方』を出版。この年からは「勤儉奨励婦人団体委員会」講師として教化総動員に参加、従来の服装改善に加えて、家計経済改善の教化にも協力し、八月一九日より井上秀子、守屋東らとともに家庭における消費経済の改善および愛国貯蓄のための全国講演を開始している。

こうした活動のなかで、特にガントレットに大きな影響を与えたのは、一九二三年九月一日に起きた関東大震災後の救援活動の経験であった。東京連合婦人会として四〇もの婦人団体が合同で活動しえたことは、図らずも、後に陰に陽に大きく影響することとなる。一〇月一三日には「帝都復興」対策の総集会で、「洋服裁縫研究会」を担当し、

この後、婦人会の「婦人職業部」の手芸部にて市役所から布団、華族同情会恤救用綿ネル襦袢などを請負、失業婦人に対する授産活動を展開している。ここでの救援活動は、ガントレットにとって一般民衆女性が家の中に閉じこもっていて与えられた仕事をこなす存在ではなく、自らすべきことを探して社会に貢献する力があることの確信を深めるのに十分であった。そして、女性も参政権を持つだけの「資格」があることを自負させた。同時に、「特に今日までは男子の頭の中に計画され、男子の手のみによつて成されべき事、婦人には全く何の責任も関係もなき事の様、人も自分も考へて来た此大事業に対して先づ私共婦人、男子と同じ様に、此災厄の中に苦しみ、労働せねばならなかつた婦人は、新しき帝都は自分の帝都である、我が住む所、我児等を育てる場所であると云ふ覚悟を以て立たねばならぬ時」「ガントレット一九二三、一二」であるとして、女性たちがそうした自覚をもつことが重要だと述べている。そして、ガントレットにとつてこうした自覚をもつことは、すなわち社会に対して、「責任がある」ことの自覚であり、「責任を果たさねばならない」ことの自覚でもあった。

女性が社会にたいして、何らかの貢献をしたり、責任を果たしたりするとは、しかし、如何なる方法においてなのか？その答えをガントレットは、女性の自律的な「理性的自己」を反映させる生活モラル（実践）であり、まずは、「生活者」としてそれを実行することに求めたのではないだろうか。

三 考察

以上、婦人参政権運動が始動し、また国民生活の近代化への取り組みに着手した一九二〇年代のガントレットの活動を拾ってきた。この中から、ガントレットにおける二つの活動の意味について考察する。

大戦景気により身分不相応な浪費享楽が広まったせいで、一九二〇年代、不景気になっても一度覚えた悪習慣から脱出できず浪費や遊蕩のため精神的・経済的に生活破綻をきたす家庭は多かった。一方では、資本主義経済の確立により、都市部に新中流層が増え「モダン生活」「文化生活」がもてはやされた。先に見たように、ガントレットの理想とするのは、家長や夫のいいなりになるのではなく、自らの意思で母や妻としての役割をまっとうし、子供を心身ともによりよく育て、かつ合理的で文化的な生活を実現すべきだという「モラル」ある近代的生活である。すなわち、こうした破綻も、まずは「私領域」とされる家庭において「生活者」としての母であり妻である女性が「理性」をもって合理的に対処する能力と自覚があれば、自ずと防げるはずであった。この意味で、ガントレットの目に映る一般民衆女性はまだまだ前近代的で、一見、豊かな文化的生活を送っているかのような家庭であっても、自覚をもった生活者としての合格ラインには達していなかった。その問題点は、例えば、日本人女性は耐え忍ぶことについては非常に強く西洋人にも及ばないほどだが、賢く忍んでいるとはいえず、「我慢して忍んでも、其忍耐がその長い生活にどれだけの利益を与へるかは考へないで、随分忍耐の浪費をすることが多い」ことや、正邪に関するモラルに欠けていて、「right and wrongの判断が日本では義理と言ふ事でよくかき乱される」こと、また、「社会人となり、社会の公民ともなれば共同生活の責任も負へますが、権利がないから自然責任も感じない」こと、家の中にばかりいるせいで「女に公徳心が無いから、従つて女の育てる子供にも無い。内ばかり奇麗にして外はごみだらけ」といった「公徳心」の欠如を挙げ、「かう言ふ処からも女に公民権、参政権の必要が起つてくるのだと主張している（傍点筆者）」〔ガントレット一九二九、三〕。

ここでは、健全な家庭の運営をになう近代的生活者としての女性が、「社会の公民」としての自覚と責任をもつために女性の参政権が必要であり、選挙権を得るには「社会の公民」たる自覚と責任が必要だと説いている。無知で情

実に流されやすく、責任をもたない日本の古い婦人から脱却した、西洋的理性をそなえた文化的で道徳的で合理的、近代的生活者を做えというものである。つまり、女性がまず私領域において生活者としての自覚をもち役割を果たすことと、公領域における女性の地位向上とは再帰的な関係にあると捉えられているのである。したがって、婦人参政権運動と生活の改善とともに、切っても切り離せない相即した実践となる。

それでは、「社会の公民」とは誰か。

「社会を構成してゐる人は相依り、相助けて行くことに由つて社会をなして行く」のであるから、「利己主義、排他主義は此共同生活を破壊するのであつて、共存共栄の精神が欠けた時、社会は成立しない」。故に社会の完成は即ち各人の完成にあつて、社会の一員（公民）として各自が充分その性能を發揮し、活動努力して、社会完成のため資する所がなくてはならない。「社会は個人の延長であり、個人は社会の一分子でありますから、社会の生命は個人の生命と同化して一つの合同生命となる」。故に私共は私情を捨て、公道につき、社会の安寧、秩序を保たねばならぬ。「ガントレット一九二九、一〇a」とあるように、「社会の公民」とは、公領域においても「通用する」役割と責任を果たす者だと明言されている。ここでの彼女の「社会の公民」の概念は「近代的個人」に近い。

女性の無責任さは「常に自己の行為は、自分より上にある人達から命令されて、教へられて来て、その命ぜられる、まゝ、に行動すれば、それでよい、自分には余り責任はない様になつてゐた習慣が未だ残つてゐるに基因する」のであり、訓練がたりないことからくる。ガントレットにおいては、「自分の行為の標準を、単に利害得失にのみ置かず、人として社会人としてなすべきことか否か、此行為は正か不正か、親切か、不親切か、責任ある行為か、無責任の所為かと自問自答して行く、強い社会良心を有つことが、精神的自治公民の資格」「ガントレット一九三〇、九」となる。公德心や理性を備えた「生活者」となつて女性は初めて「社会の公民」の資格が与えられる。「公民的、社

会道德的自覚に徹底しないならば、婦人が公民権を、はたまた参政権を有つたとしても、国家を益し、同胞の福利を齎す事は出来ない」「ガントレット一九三〇、九」という徹底振りで、これらの記述からも察られるように、生活の改善とともに全面的に精神や道德の「近代化」を目指したのである。「生活改善運動においては、家庭や女性の『遅れ』が常に問題となり、それゆえ生活改善の必要が語られ」「小山一九九一・一九二」たのであるなら、婦人が理性を持った生活者として国家的責任を果たすことと、婦人の地位向上が結びつくのは確かに妥当ではある。

ところが一九三〇年代になると、時局のおかげで、婦人参政権運動が頓挫するのは確かに妥当ではある。ところが一九三〇年代になると、時局のおかげで、婦人参政権運動が頓挫するのは確かに妥当ではある。ところが一九三〇年代後半になると、さらに「宣伝より実質」「ガントレット一九三九、七a」「百億貯蓄」「ガントレット一九三九、七b」といった家計講座を展開し女性の立場からの国家経済へのより直接的な協力を呼びかけている。また、国民精神総動員中央連盟に加盟するため、一九三七年に結成された日本婦人団体連盟の会長に就任、また、国民精神総動員中央連盟の講師として地方の婦人団体の監督と結束を促すため派遣されたり、また大蔵省貯蓄奨励局の講師も引き受けるなど、積極的に時局下に対応した国策協力の走狗として動いた。さらに、一九三八年の二月二十五日には国民精神総動員中央連盟そのものの家庭報国実践懇談会に出席し、七月一四日には非常時国民生活様式委員会の生活様式専門委員に任命され、非常時におけるあるべき国民生活について全国を講演して行脚する。そして、一九四一年にもなると、「今日世界の檜舞台の真中に踊り出している日本」「東亜の指導者を以て任じてある日本」「ガントレット一九四一、五」といった「理性」も「公德心」も凌駕するナシヨナリズムを帯びた論調となっていく。「社会の公民」も微妙に変化し「国家の国民」への擦り寄ってゆく。¹⁶⁾

確かに、とくに一九三〇年以降の彼女の行動は、結果的には国家体制に従順な国策協力であったかもしれない。しかし、家庭生活の改善を女性が「社会の公民」となるための要件としていた彼女にとっては、こうした協力もおそら

く、参政権運動と地続きの奉仕であり、さして違うことをしているという矛盾した気持ちはなく、むしろ、それまで女性だからという理由で拒否され排除され参加できなかった国策への「参加」が、ある意味で実現していることへの充実感とまじめな使命感とで満たされていたのではないだろうか。ガントレットの一九二〇年代に展開された二つの活動において、そのうちの一つが全く閉ざされた状況下を考えると、彼女にとって一九三〇年以降の国策としての生活問題への協力は、「後退」どころか驚異的な「前進」だったのかもしれない。一見、両極に分かれる、婦人参政権運動への「要求型」の取り組みと、一方で生活改善運動といった「協力型」の取り組みとは、ガントレットにとっては決して別ものでなく、「社会の公民」という概念を基点に分かちがたく結びついていた。

以上述べてきたことの結論として、第一に、ガントレットにとって婦人参政権運動と生活の改善の問題とは、両極的な従来の「要求か協力か」の二者択一ではなく、「社会の公民」としての資格を追求するために相補完しあう車の両輪であった。すなわち「要求のための協力」「協力のための要求」といった両義的な彼女の活動は、これまでの女性運動の枠組にはあてはまらず漏れてしまうがゆえに、取り上げられることがなかったのではないだろうか。第二に、ガントレットにおける直接婦選にかかわらない日常生活への関心や政策への協力は、婦選運動の開始と同時に既に見られ、婦人参政権運動と生活改善運動とは軌を一にする。公領域への進出を企図するとともに私領域とされる家庭生活や消費生活を政治にさしだすことは、一九二〇年代にはすでに始まっており、したがって、少なくともガントレットにおいて満州事変を「節目」とした活動の「後退」であるという観点からのみでは語り尽くすことはできないのではないだろうか。

第三に、ガントレットの二つの活動は、婦人運動史における「要求」から「協力」へのシフトが「後退」とされてきたことの意味をも問うている。婦人運動において「要求型」と「協力型」を設定し、「要求」から「協力」へのシ

フトを運動の「後退」と捉えることは、歴史家が事後的に下した判断によって、「協力」より「要求」のほうが望ましく進んでいるという意味が暗に含まれている。¹⁷しかし、先に見てきたことを踏まえて、時局下での彼女の言動を問題とするならば、「節目」を分岐点として「後退」したのかどうか、「戦術転換」であったのかどうかを議論するよりは、むしろ、「社会の公民」概念そのものを吟味する必要があるのではないだろうか。ガントレットの提示する「社会の公民」は、「女性」における「公民」の意味や「国民国家」という枠組みの自明性の問い直しを示唆しているのである。

結びにかえて

ガントレット恒子がこの世を去って間もなく半世紀になる。矯風会においては第六代会頭を務めた「中興の第一人者」であり、特に一九二〇年代以降内外においてめざましい活躍を展開したガントレット恒子は、久布白落実、守屋東に遜色ない働きをした人物であったにもかかわらず、彼女の思想や活動を体系的に明らかにする研究は殆どなされてこなかった。

ガントレットは婦人参政権運動では、久布白や市川を立てて控えめな存在であったが、常に流れの中心にいて状況を的確につかんでいた。激昂したり突発的な言動に出るような際立った個性の持ち主ではなく、バランス感覚や適応能力に優れた彼女は、人間関係や組織の調整役を買ってでていたのであろう。それも、彼女の「公德心」や、「理性」的な人柄がそうさせたのかもしれない。ガントレットが女性史研究の中で取り上げられずにきたのには、まずこうした彼女の冷静な適応能力やまっとうさが、相対的には他の女性たちの個性を際立たせることになったせいなのか

もしれない。さらに、先述してきたことの結論から、「要求」か「協力」かといった女性運動史における既成の枠組みから外れるということも、彼女を扱いにくくした。確かに彼女の活動は、両義的、逆説的で用意されたイメージのなかで説明するのは難しい。ここでは婦人参政権運動を中心にしか見ることができなかったが、女性史においてこれだけの貢献があり、しかも、多くの著作を残していることからしても、今後もう一人の婦人運動家としてその活動を再評価・再検討することの価値は十分にあると思われる。

引用・参考文献

- B. アンダーソン「一九九七」『想像の共同体』NTT出版
- 千野陽一「一九七九」『近代日本婦人教育史―体制内婦人団体の形成過程を中心に―』ドメス出版
- 婦人参政権獲得期成同盟会「一九二四」『宣言書及規約』（鈴木編『日本女性運動資料集成』第一巻所収）
- 婦人新報社「一八九五、九」『婦人新報』第八号
- ガントレット恒子（恒）「一九〇三、一一」『花の課に付て』『婦人新報』第七九号
- 「一九〇四、四」『軍人課の働き』『婦人新報』第八四号
- 「一九〇五、一〇」『青年課公告青年課月次例会についての公示』『婦人新報』第一〇二号
- 「一九一九、七」『下着と被布と半巾の洗濯の仕方』『婦人世界』実業之日本社
- 「一九二〇、二」『殿で只今帰りました』『婦人新報』第二八〇号
- 「一九二一、一」『萬国婦人参政権大会報告』『婦人新報』第二八一号
- 「一九二一、一〇」『英国婦人は如何にして参政権を得たるか』『婦人新報』第二八六号
- 「一九二二、六」『英国婦人は如何にして参政権を得たるか結論』『婦人新報』第二九三号
- 「一九二二、八」『手早く綺麗にできる洗濯法』『婦人世界』第十七卷八号
- 「一九二三、四」『婦人運動同に絡まる挿話』『婦女新聞』第一一九三号
- 「一九二三、五」『最近の感想一つ』『婦人新報』第三〇七号

- 「一九三三、一一」「実験上一番経済の子供服地」『婦人世界』第十八卷十一号
- 「一九三三、一二」「新しい帝都に対する私の希望」『婦人新報』第三二二号
- 「一九三四、二」「時のはぐくみ」『婦人新報』第三一四号
- 「一九三四、四」「手軽に出来る女学生服と下着」『婦人世界』第十九卷四号
- 「一九三四、五」「哺乳に便利な三徳前掛の仕立方」『ワイシャツとソフトカラーの縫ひ方』『婦人世界』第十九卷五号
- 「一九二五、一一」「私の信仰の経験」『婦女新聞』第一三二五号
- 「一九二八、三」「普選達成デーのピラマキに参加して」『婦人新報』第三六〇号
- 「一九二九、三」「国民性批判」『婦人新報』第三七二号
- 「一九二九、一〇a」「公民講座 社会」『婦人新報』第三七九号
- 「一九二九、一〇b」「日本は何時」『婦人新報』第三七九号
- 「一九二九、一一」「公民講座 公民」『婦人新報』第三八〇号
- 「一九三〇、九」「公民的自覚」『婦人新報』第三九〇号
- 「一九三一、六」「権利なくして責任ははたせぬ」『婦人新報』第三九九号
- 「一九三三、七」「基督者婦人に訴ふ」『婦人新報』第四二四号
- 「一九三九、七a」「宣伝より実質」『婦人新報』第四九六号
- 「一九三九、七b」「百億貯蓄」『婦人新報』第四九六号
- 「一九四一、五」「母の日」『婦人新報』第五一八号
- 「一九四九」『七十七年の思ひ出』植村書店
- 早川紀代「一九九七」「解説」総合女性史研究会編『日本女性史論集Ⅱ女性史の視座』吉川弘文館
- 林葉子「二〇〇一」『市民』が『国民』となるときー久布白落実における『ホーム』論の転回―『キリスト教社会問題研究』第五〇号
- 市川房枝「一九三〇、七、十」「久布白氏の辞任される迄」『婦選獲得同盟会会報』第十五号
- 「一九三六、二」『選挙粛正運動と婦人』『女性展望』一〇巻二号
- 今井小の美「二〇〇二」『婦選獲得同盟と母性・児童保護運動―その播籃期のモチベーションを追って―』『社会福祉学』第四三巻

第一号

中保子「一九七七」『昭和初期婦人参政権運動の形成とその展開―婦選獲得同盟広島支部結成を中心にして―』『歴史評論』第三二二号

井上清「一九六七（一九四九）」『日本女性史』三一書房

磯野さとみ「一九九八」『生活改善同盟会の事業概要』『学苑』第七〇四号

——「一九九二」『生活改善同盟会に関する一考察―設立と活動内容に関する研究―』『学苑』第六二一号

鹿野政直「一九七九」『フアシズム下の婦人運動』家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委員会『近代日本の國家と思想』三省堂

——「一九八九」『婦人・女性・おんな』岩波新書

小林嘉宏「一九八四」『大正期における社会教育政策の新展開―生活改善運動を中心に―』『講座日本教育史Ⅲ』第一法規

小山静子「一九九九」『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房

古庄ゆき子編「一九八七」『資料女性史論争』ドメス出版

久布白落実、ガントレット恒子「一九二四、一一」『婦人参政権の要求』『婦人新報』第三三三三号、

久布白落実「一九七三」『廢娼ひとすじ』中央公論社

水江漣子「一九九七」『女の歴史とは何か』総合女性史研究会編『日本女性史論集Ⅰ女性史の視座』吉川弘文館

村上信彦「一九七〇」『女性史研究の課題と展望』『思想』五四九号（古庄編「一九八七」所収）

村田静子「一九九三」『代議士山口政二と婦人参政権獲得運動』『歴史評論』第五一七号

文部省講習会「一九二二」『生活改善の研究』

守屋東「一九二〇、八」『婦人を守護する権利』『婦人新報』第二七六号

中嵐邦「一九七四」『大正期における『生活改善運動』（小和田美智子・長野ひろ子編「一九九八」『女性の暮らしと労働』吉川弘

文館所収）

日本キリスト教婦人矯風会「一九八六」『日本基督教婦人矯風会百年史』ドメス出版

荻野美穂「一九九七」『性差の歴史学』総合女性史研究会編『日本女性史論集Ⅰ女性史の視座』吉川弘文館

——「二〇〇一」『歴史学における構成主義』上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房

小野沢あかね「二〇〇二」公娼制度廃止問題の歴史的位置―戦間期日本における勤儉貯蓄と女たち―『歴史学研究』第七六四号
 ―「一九九九」第一次世界大戦後における娼娼運動の拡大―日本キリスト教婦人矯風会の活動を中心として―『国際関係学研究』第二六号

佐治恵美子「一九八六」浜口内閣期の婦人公民権問題』『日本史研究』第二九二号、日本史研究会

J. スコット「一九九九」女であることのパラドクス―フェミニズムの歴史を読み直す―『同志社アメリカ研究』第三五号

生活改善同盟会編「一九二四」『生活改善の栞』生活改善同盟会

―「一九二八」改訂『生活改善の栞』生活改善同盟会

選挙粛正婦人大会「一九三七、五」申し合わせ』『連合婦人』(鈴木編「一九九六」所収)

鈴木裕子編「一九九五―一九九八」『日本女性運動資料集成』第一、二、九、一〇巻、不二出版

鈴木裕子「一九九六」『解説』『日本女性運動資料集成』第二巻、不二出版

瀧端真理子「一九九七」『生活改善運動における中流生活の提唱―台所改善を中心として―』『京大教育学部紀要』第四三号

上野千鶴子「一九九八」『ナシヨナリズムとジェンダー』青土社

山田耕祚「一九八五」『はるかなり青春のしらべ』かろう書房

米田佐代子「一九九七」『フェミニズムと歴史学』総合女性史研究会編『日本女性史論集Ⅱ女性史の視座』吉川弘文館

吉見周子「一九七二」『近代日本女性史Ⅱ―婦人参政権』鹿島出版会

註

(1) 女性史、キリスト教史、婦人運動史、キリスト教史において必要に応じてその都度、触れられてはきたものの、主題として研究

対象とされたものは筆者の探した限り見つからなかった。もちろん、これはガントレット恒子の知名度が全くないということ在意味しない。彼女の名を掲載する人名辞典、歴史事典は少なくない。たとえば、『日本女性人名辞典』(一九九八)日本図書セン

ター、『近代日本社会運動史人物大事典』(一九九七)第二巻、日外アソシエーツ、『キリスト教人名辞典』(一九八六)日本基督教団出版局、『現代日本朝日人物事典』(一九九〇)朝日新聞社、『日本キリスト教歴史大事典』(一九八八)教文館、『日本女性肖像大事典』(一九九五)日本図書センターなど。

(2)

『婦女新聞』では、「私は入信の経験がありません。日本初代のキリスト教徒新教の家庭に人となり宗教学校に教育を受けた私は

神を信ずべきものとして教へられ、之を信じて成長致しました」「ガントレット一九二五、二」と述べている。なお夫の乱行に悩み、幼いガントレットの手を引いて教会に通いつめた母久は、一九七七年ころ築地教会でタムソシより受礼している「ガントレット一九四九・一四」。

(3) 自伝では、「一九歳のとき（注：一八九一年）から」となっている「ガントレット一九四九・七七」。

(4) 今井「二〇〇二」は、同盟の母性保護運動が展開していく史的背景を追うことで同盟発足の経過とモチベーション、そしてその継承性を明らかにしている。

(5) 婦人参政権の必要性は矯風会においても認識されていた。一九一六年大阪飛田遊郭新設の反対に敗れた際、久布白は「法治國家にあつて参政の権利をもたないのは、兵器なしの戦争でしよう。（略）今後私どもも、この参政権を獲得することを我らの目標の一つに加えましょう」「久布白一九七三」と述べ、また、一九二〇年矢島樽子とガントレットが不在の大会において守屋東は東京婦人ホームでの実践から、「私は参政権を得たいといふことを、理論からではなく、現在の社会が生むあらゆる不条理な現実から教へられました」「守屋一九二〇、八」とあるように、矯風会内でも指導者の間では機が熟していたことは確かである。

(6) 懇談会開催の公示文は以下の通り。階級を問わない女性の一大団体結成に裨益したこの公示文の歴史的意義は極めて大きいと思われる。

「婦人参政権の要求」

我等は日本帝国の臣民たる二十五歳以上の女子が男子と同じく参政権を与へられん事を要求するものです。
理由

我国の国民教育は普通中等共平等に達し居る今日男女の差別を立つる必要が無いから。

我国の職業婦人は已に百万人に達し其利益擁護の爲めに之を要求するから。

最大多数の家庭婦人は其家庭生活の完成の爲め之を要求するから。

之等の理由により婦人の参政の権利を獲んことを望むものです。

「市町村に於ける婦人公民権の承認」

我等は市制第九条町村制第七条第一項の「帝国臣民たる男子にして」の内「たる男子」の四字を削除し
帝国臣民にしてと変更せられん事を望む。

理由

市町村の生活は家庭生活の延長なり、家庭に於いて其一家の出納を処理し、家族の衣、食、住、其教育、衛生、娯楽を注意し之を管理する婦人は、市町村に於ける経済を知り、其住民の衣、食、住、其教育、衛生、娯楽に対して一半の責任を負ふは当然の事である故。

この理由の許に婦人公民権の承認を求むるものです。

以上二つの問題を始めとし来たらんとする議會に於て婦人の要求する諸問題をご相談する為に来る

十一月十三日午後一時から大隈会館に於て懇談会を開きます。愈々実行運動に着手するやうになりますと諸姉の御協力と御奮闘とを是非頂かなければなりません何卒御願致します。

大正十三年十一月二日 日本婦人参政権協会 代表者久布白落実 同ガントレット恒子「一九二四、一一」

(7) 『國民新聞』「一九二三年一月二九日」によると、婦人運動は今や三つの潮流がある。第一は、母性を尚とぶ穩健な婦人参政権論者で矯風会、社会問題研究会、婦人平和協会など。第二は、男子に挑戦する女権拡張論者で婦人事務員協会、新婦人協会。第三は資本家に迫る共產主義者で赤爛会、と評されている。

(8) この大会では、城のぶや十時菊子からも、東京連合婦人会や婦人参政同盟などと提携するか合同するかして一層力強いものに進める考はないか、との質問があつたという。「日本キリスト教婦人矯風会一九八六・五二二」

(9) ①市町村に限定、②名誉職につく妻は夫の同意を得る、という家族制度を踏襲した制限つきの法案。

(10) 久布白の婦選獲得同盟総務理事の辞任に際しては、同盟の側からも留任の要請がかなりあつた。市川「一九三〇、七、十」によると留任を求めてガントレットに調整役を依頼したとあるが、矯風会百年史「一九八七・五三九」によるとガントレット自身が内外の状況を鑑み久布白が矯風会に復帰するよう促したという。

(11) 一九二〇年代の彼女の業績としては、日本婦人平和協会の理事の仕事や、汎太平洋婦人会議などへの参加も大きな功績として挙げられる。

(12) 内務省によつてすでに一九一七年に「民力涵養及び貯蓄奨励に関する訓令」一九一八年に「勤儉貯蓄に関する訓令」一九一九年に「貯蓄奨励に関する通牒」に基づく民力涵養運動が出されてきた。こうした活動をさらに充実させる為、一九二〇年には内務省に社会局が設けられ国民生活全般の指導監督を担うことになる。「勤儉週間」が設けられたのも内務省によつてであつた。

(13) 一九二八年の改訂『生活改善の栞』では女性の役員七名、評議員・拡張評議員一〇名となつてゐる。

(14) のちに、満州事変という婦選運動の「曲がり角」を経た後、一九三三年五月十一日に婦選獲得同盟の中から穩健派の立場をとる

婦人同志会が新たに生れた。吉岡弥生、井上秀子、塚本はま、木内キヤウ、山脇房子らの女子教育のリーダーを中心として結成された婦人同志会は、「言外に婦選獲得同盟をラジカル・過激とみなす風があり、婦選の共同運動とも距離をおいた」〔鈴木一九九六・二五五〕とされている。婦選獲得同盟の一線を退いたのち、ガントレットがここに名を連ね協力を表明しているのを彼女の活動の「後退」と捉える向きもあるかもしれないが、少なくともこうした顔ぶれとはこの時点ですでに馴染みがあった。

(15) 無論、男性は生活者でないということを意味するものではない。女性のみを生活者とする不均衡な位置付け方は、ジェンダーの観点からも史的に分析する必要があるが、別稿に譲る。

(16) この「社会の公民」から「公民」へのシフトについては、林「二〇〇一」の論究する久布白落実における「市民」から「国民」への転回にもつながるものである。矯風会の女性指導者たちの位置関係とあわせて、彼女らの思想を比較することが必要であるが、今後の課題とした。

(17) ただし、婦人運動家たちの婦選獲得運動から、市政や生活問題といった直接婦選にかかわらない日常生活に密着した活動への傾斜を「戦術転換」「後退」と捉えるかどうかという問題は、「解放史か生活史か」といった、一九七〇年代に論争された女性史研究の立場（井上「一九六七」の階級闘争の歴史観に基づいて性別による差別とその解放を本質としてみる立場と、村上「一九七〇」女性の抑圧された生活をそのまますくいだすことに意を注ぐ立場とのあいだで、女性史研究として初めて起こったとされる論争。）に関わる問題でもあるように思う。